

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年8月7日現在

Table with columns: 福島県 (Fukushima Prefecture), 出荷制限 (Shipping Restrictions), 摂取制限 (Intake Restrictions). Rows include categories like 野菜類 (Vegetables), 雑穀 (Grains), 穀類 (Grains), 水産物 (Seafood), and 肉 (Meat).

*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原子区高倉宇助常、原子区高倉宇吹屋峠、原子区高倉宇七曲、原子区高倉宇森、原子区高倉宇松木森、原子区馬場宇山、原子区馬場宇横川、原子区馬場宇新原、原子区片倉宇津及及び原子区大原宇和田の区域。)、川俣町(山本屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年8月7日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鱈ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ スズキ イワナ(養殖を除く。)	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 磐井川(支流を含む。) 及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町 仙台市、登米市、大崎市、大和町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市	
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大海の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。) 及び松川(支流を含む。) ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) ただし、白幡堰堤の上流を除く。
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスベ シロメバル スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	肉	イノシシの肉

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年8月7日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、 栃木市(旧岩舟町の区域を除く。) 、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、 那須町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木ナメコ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉 [※]	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)&及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)&並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)&並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年8月7日現在

山形県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.8.10～：全産	
茨城県		出荷制限	
原乳		H23.3.23～4.10解除：全産	
ホウレンソウ		H23.3.21～4.17解除：全産(下記地域を除く。)	
カキナ		H23.3.21～4.17解除：全産	
パセリ		H23.3.23～4.17解除：全産	
野菜類		H24.4.8～：酒田市、小島玉市	
		H24.4.6～H27.4.17解除：つくばみらい市	
		H24.4.13～：石岡市、鹿嶋市、茨城町、利根町	
	タケノコ	H24.4.13～H27.4.17解除：守谷市	
		H24.4.13～H27.4.24解除：取手市	
		H24.4.18～：ひたちなか市、東海村	
		H24.4.28～：水戸市、大洗町	
		H23.10.14～：土浦市、行方市、神田市、小島玉市	
		H23.11.10～：茨城県、千葉県	
		H24.4.13～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市	
原ホシタケ(露地栽培)		H24.4.13～：ひたちなか市、新潟市	
原ホシタケ(施設栽培)		H23.10.14～：土浦市、船岡市	
	H23.11.10～：茨城県		
コシアブラ		H24.8.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。)	
	H24.8.10～：常陸大宮市(野生のものに限る。)		
水産物	インゴレイ	H23.7.8～：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正交の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
		H24.7.5～H25.5.28解除：北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正交の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域	
	スズキ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正交の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正交の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	シロメバル	H24.4.13～：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正交の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正交の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ニセ	H24.4.17～H25.5.14解除：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正交の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正交の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	マダラ	H24.1.19～H27.1.20解除：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正交の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正交の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ヒメ	H24.4.17～H24.8.10解除：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正交の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
		H24.4.17～H24.8.10解除：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正交の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正交の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	コマカスベ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正交の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正交の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	アメリカマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正交の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正交の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ギンナガ(養殖を除く。)	H24.4.17～H27.3.24解除：霞ヶ浦、北浦及び外流逆瀬浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川		
	H24.8.7～：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正交の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正交の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
ウナギ	H23.11.12～：茨城県内の利根川(支流を含む。)		
	H23.11.12～：茨城県内の利根川(支流を含む。)		
肉	インシシの肉	H23.12.2～H23.12.21一部解除：全産(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるインシシの肉を除く。)	
その他	茶	H23.8.2～H25.1.1解除：結城市、鶴ヶ崎町、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、孫市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美濃村	
		H23.8.2～H25.1.1解除：吉河市、常陸市、茨城県、八千代町、境町	
		H23.8.2～H24.4.9解除：大子町	
		H23.8.2～H24.5.28解除：常陸大宮市、常陸大宮市	
		H23.8.2～H24.5.30解除：石岡市、船岡市、筑西市	
		H23.8.2～H24.6.5解除：鉾田市	
		H23.8.2～H24.7.24解除：水戸市	
		H23.8.2～H24.8.20解除：高萩市	
		H23.8.2～H24.9.12解除：日立市	
		H23.8.2～H24.10.5解除：茨城町	
	H23.8.2～H24.10.11解除：つくば市		
	H23.8.2～H25.4.3解除：牛久市		
	H23.8.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市		
	H23.8.2～H25.6.17解除：小島玉市		
栃木県		出荷制限	
ホウレンソウ		H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町	
		H23.3.21～4.27解除：全産	
カキナ		H23.3.21～4.14解除：全産	
原ホシタケ(露地栽培)		H24.2.16～：那須塩原市、矢板市	
		H24.2.16～：さくら市、塩谷町、高根町、那須町	
		H24.4.10～H24.7.8一部解除：芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.4.10～H24.8.8一部解除：宇都宮市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.4.17～：宇都宮市	
		H24.4.11～H27.2.20一部解除：日光市、大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.4.12～：足利市、高根町、真岡市、那須烏山市、上三川町、芳賀町	
		H24.4.12～H27.2.20一部解除：茂木町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.4.13～：壬生町	
		H24.4.19～H27.8.7一部解除：那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.2.16～H24.10.28一部解除：那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
	H24.2.16～H24.10.28一部解除：矢板市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
	H24.4.10～H27.8.7一部解除：那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
	H24.4.10～H27.8.7一部解除：芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
	H24.4.12～H27.2.20一部解除：大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
	H24.4.12～H27.2.20一部解除：さくら市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
	H24.4.14～H24.11.7一部解除：宇都宮市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
	H24.4.18～H27.8.8一部解除：壬生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
	H24.11.28～H28.10.24一部解除：日光市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
原ホシタケ(施設栽培)		H23.11.7～：那須塩原市、矢板市	
		H23.11.8～：大田原市、那須塩原市	
		H23.11.14～：足利市、高根町、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、芳賀町、宇都宮市、高根町	
		H24.11.8～：宇都宮市	
		H24.11.8～：塩谷町	
		H24.11.8～：壬生町	
		H23.11.14～：那須塩原市、日光市	
		H24.10.4～：矢板市	
		H24.10.19～：那須町	
		H24.10.28～：佐野市	
原ホシタケ(露地栽培)		H24.11.2～：那須塩原市、日光市	
		H24.11.8～：壬生町	
		H24.11.12～：那須川町	
		H24.11.18～：那須烏山市	
		H24.12.11～：大田原市	
	野菜類		H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町
			H24.8.7～：高根町
			H24.8.8～：矢板市
			H24.8.16～：那須町
			H24.8.29～：大田原市
		H24.10.19～：塩谷町	
		H24.10.28～：那須烏山市	
		H24.7.16～：茂木町	
		H24.8.17～：那須塩原市、那須町	
		H24.8.7～：日光市、大田原市	
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.8.13～：矢板市	
		H24.8.29～：大田原市	
		H24.10.19～：塩谷町	
		H24.10.28～：那須烏山市	
		H24.7.16～：茂木町	
		H24.8.17～：那須塩原市、那須町	
		H24.8.7～：日光市、大田原市	
		H24.8.13～：矢板市	
		H24.8.29～：那須塩原市	
		H24.8.29～：那須塩原市	
コシアブラ(野生のものに限る。)		H24.8.11～：大田原市、那須町、茂木町	
		H24.8.29～：宇都宮市、那須烏山市	
		H24.8.7～：高根町、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町	
		H24.8.15～：さくら市	
		H24.8.29～：那須川町	
		H24.8.29～：高根町	
		H24.8.29～：市貝町	
		H24.8.29～：市貝町	
		H24.8.17～：宇都宮市、日光市	
		H24.8.14～：那須塩原市	
サンショウ(野生のものに限る。)		H24.8.16～：大田原市	
		H24.8.7～：日光市、那須町	
	ゼンマイ(野生のものに限る。)		H24.8.7～：高根町
			H24.4.27～：大田原市、矢板市
			H24.8.11～：那須町
			H24.8.29～：市貝町
			H24.8.10～：宇都宮市
			H24.8.16～：塩谷町
			H24.8.18～：日光市
			H24.8.11～：那須塩原市
		H24.8.29～：さくら市	
		H24.8.17～：大田原市、高根町	
ワラビ(野生のものに限る。)		H24.8.18～：宇都宮市、日光市	
		H24.8.28～：矢板市	
	アヲ		H24.8.14～：那須塩原市、那須町
			H24.8.18～：大田原市

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年8月7日現在

栃木県		出荷制限	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除：水野川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.3.30～H27.6.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除：大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.3.30～H24.9.28解除：荒井川(支流を含む。)	
	シカの肉	H24.3.30～H25.1.23解除：武茂川(支流を含む。) H24.3.30～H25.1.23解除：及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)	
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25一部解除：全廃(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	イノシシの肉 シカの肉	H23.12.2～H23.12.5一部解除：全廃(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市 H23.6.2～H23.3.26解除：大田原市 H23.6.2～H23.3.31解除：那須市	
群馬県		出荷制限	
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全廃	
	カキ	H23.3.21～4.8解除：全廃	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.25～：渡田町、高橋町、増田町 H24.10.10～：高山村 H24.10.16～：中井町 H24.10.25～：東阿蘇町 H24.11.15～：みなかみ町	
		H24.4.27～：吾妻川のうち群馬県から東京都電力株式会社久増電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：渡田川(支流を含む。) H24.4.27～H24.4.25解除：中井川(支流を含む。) H24.4.27～H24.4.25解除：及び碓氷川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～H24.11.9解除：烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。) H23.8.12～ (H24.6.8～H24.2.26解除)：碓氷川(支流を含む。)	
肉	イノシシの肉	H24.10.10～：全廃	
	クマの肉	H24.8.10～：全廃	
	シカの肉 ヤマドリ	H24.11.14～：全廃	
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除：吾妻市 H23.6.30～H25.6.7解除：碓氷川	
埼玉県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～：渡瀬町、野田町 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.6～：鳩山町	
千葉県		出荷制限	
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町	
	シュンゴク、チンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
	パセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
	セロリ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除：市原市、木更津市 H24.4.8～：養父町、栗野町 H24.4.11～H27.12.22解除：柏市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町	
		原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～：養父町 H23.10.11～H23.10.14一部解除：養父町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.18～：栗山町 H23.12.22～H23.10.14一部解除：佐倉市 H24.2.22～：印西市 H24.4.10～：白井町
			H24.4.18～：千代田市、八千代市 H24.5.18～H24.5.19一部解除：小浜町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.14～H24.5.14一部解除：富田町 H24.5.18～H24.5.18一部解除：山成町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
		原木シイタケ(施設栽培)	H24.11.14～H23.11.20一部解除：富田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H23.10.14一部解除：養父町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
	ギンナ	H24.4.18～：手賀沼及び手賀沼に流入する阿川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
	コイ	H23.7.3～：手賀沼及び手賀沼に流入する阿川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
	ウナギ	H23.11.2～：千葉県内の利根川のうしろ大野の下流(支流を含む。ただし、印旛浄水場及び印旛水門の上流、霞ヶ浦用水第一分水嶺の下流、八幡川、手賀沼及び手賀沼川を除く。)	
	肉	イノシシの肉	H24.11.5～H23.11.18一部解除：全廃(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～9.7解除：大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除：勝浦市 H23.6.2～H24.5.29解除：八街市 H23.6.2～H24.5.29解除：野田市、富里市、山成市 H23.6.2～H23.5.19解除：成田市	
	茶	H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.9.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.10解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：湯河原町	
神奈川県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.11.5～：全廃(施設養育及び原産地産産を除く。)	
山梨県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～：飯沼町、御代田町 H24.10.1～：小島町、東佐野村 H24.10.11～：佐久市 H23.10.1～：小諸市 H23.10.21～：佐久穂町	
	コシアブラ	H23.8.21～：長野市、飯沼町 H23.8.28～：中野市、野沢温泉村 H27.5.28～：木島平村	
静岡県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿崎市、小山町 H25.10.3～：富士宮市、富士市 H23.10.7～：朝霧町	

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料 3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成27年8月7日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
原ホシイタケ(露地)	H23.4.13～ 飯館村
	H23.9.6～ 棚倉町(※首根菌に属する野生キノコに限る)
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.16～ いわき市、棚倉町
	H23.9.20～ 南相馬市
	H23.9.20～ 南相馬市
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除：全域
	H24.3.29～ 新田川(支流を含む。)
肉 イノシシの肉	H23.11.9～ 相馬市、南相馬市、広野町、棚倉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
	H23.11.25～ 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [点線] の箇所は摂取制限の対象